

旅行業法について

旅行業の定義（法第2条第1項）

- 報酬を得て、旅行者と運送・宿泊サービス提供機関の間に入り、旅行者が「運送又は宿泊のサービス」の提供を受けられるよう、複数のサービスを組み合わせた旅行商品の企画や個々のサービスの手配をする行為。

「運送又は宿泊のサービス」の意義

- ◎ 運送事業者、宿泊事業者により、事業として提供されるサービスを言い、「宿泊のサービス」は、旅館業法に基づく「旅館業」に該当するサービスを指す。

早急に取り組むべき課題との関係

- 簡易宿所営業の客室面積基準等を緩和することで、旅館業法に基づく許可取得の促進を図ることを検討中。
- 簡易宿所の許可を取得した「民泊サービス」は、「旅館業」に該当し、旅行業法における「宿泊のサービス」に該当。
- したがって、簡易宿所の許可を取得した「民泊サービス」の仲介行為は、「旅行業」に該当。



仲介事業者において、旅行業の登録が必要。

中期的に検討すべき課題との関係

- ホームステイタイプの民泊サービス等を中心に、旅館業法の枠組みを適用する必要性・妥当性について検討中（ホームステイ以外のタイプも検討対象）。
- その中で、一定の民泊サービスを
 - ① 旅館業法の中の新たな類型として位置付けるか
 - ② 旅館業法とは異なる新たな規制の枠組みを設けるか等について検討中。
- これらの新たな枠組みによる「民泊サービス」が、旅行業法上の「宿泊のサービス」に該当するかどうかについては、新たな規制の枠組みの趣旨、規制対象となる民泊サービスの性質等に鑑み、別途、判断が必要（特に「②」と結論付ける場合）。

旅行業法の趣旨・目的と旅行業者の責任範囲について

趣旨・目的（法第1条）

- 「旅行業務に関する公正の維持」、「旅行の安全の確保」、「旅行者の利便の増進」を図るため、
①旅行業者について登録制度を実施し、②消費者を保護するための義務を旅行業者に課すもの。

主な義務

- ◎ 営業保証金の供託義務（法第7条）
- ◎ 旅行業務取扱管理者の選任義務（法第11条の2）
- ◎ 約款の策定義務及び認可（法第12条の2）
- ◎ 取引条件説明義務・契約書面交付義務（法第12条の4、5） 等

旅行業者の責任範囲

- 旅行業法は、旅行業者が、サービスについての最終的な責任を持たない「仲介者」の立場にあることに着目し、旅行業者による「仲介取引行為」に対する上記のような規制を設けるもの。
- そのため、旅行業法では、仲介取引行為そのものと異なる仲介対象のサービス（宿泊・運送サービス）が適切に提供されることを自ら管理・監督する義務は課されず、また、仲介対象のサービスの提供主体等を行政に報告する義務は課されていない（仲介するサービスの適法性を担保するための規制あり〔次項参照〕）。
- また、通常、旅行者と宿泊施設・運送機関が、サービス提供契約（宿泊契約・運送契約）の契約当事者となるため、旅行業者は、原則として、サービスの提供に関する民事上の契約責任を負担しない。

※ なお、旅行業者が契約当事者となるパックツアーの場合において、提供されたサービスに対する旅行業者の責任を限定的に判示した裁判例あり。

旅行業者の禁止行為（第13条第3項）

- 旅行業法では、登録を受けた旅行業者が、以下の行為を実施することを禁止。
 - ◎ **他法令に違反するサービス（※）をあっせんする行為**
 - ◎ **他法令に違反するサービスをあっせんする旨の広告**
- ※ 例：道路運送法に基づく料金規制に違反した貸切バス、旅館業法に基づく営業許可を受けていない宿泊施設 等
- 禁止行為を実施した場合、業務改善命令（広告削除命令等）や業務停止命令等の処分を実施。
- 当該サービスが他法令に違反しているかどうかについては、サービス提供事業者に対する監督・取締権限を有する担当行政庁が認定する必要あり（旅行業法担当行政庁では、他法令に違反するかどうかについての判断権なし。）。

（参考）旅行業法(昭和27年7月18日法律第239号)

第十三条

- 3** 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行業務に関連して次に掲げる行為を行ってはならない。
- 二 旅行者に対し、旅行地において施行されている法令に違反するサービスの提供を受けることをあっせんし、又はその提供を受けることに関し便宜を供与すること。
 - 三 前二号のあっせん又は便宜の供与を行う旨の広告をし、又はこれに類する広告をすること。

民泊事業スキームの想定例（特区での事例）

プラットフォームが提供するサービス（仲介サービスと一部の管理サービス）

インターネットを通じた仲介行為及び予約管理

ホスト・ゲストに生じる一定の損害をカバーする保険に加入

24時間対応窓口により当事者、近隣住民から苦情受付

本人確認、鍵の受渡し、清掃等を受託する事業者（旅館業者等）の紹介

※ これらの管理サービスは、事業主体（ホスト）の責任において実施することが求められる。

事業主体（居室の利用権者）

- ・ プラットフォーマーに登録し、仲介業務を委託。
- ・ 付保、トラブル解決、本人確認、清掃業務等を自ら実施できない場合（特に個人や、旅館業者や不動産業者以外の事業者の場合、これらについてのノウハウがない可能性。）、これらについてもプラットフォーム又はその他の業者に委託。

プラットフォーム自ら事業主体となる場合

- ・ 自ら建物を借り上げ、自ら事業者として民泊サービスを提供する場合あり。

民泊は、個人でも参入できることから、管理行為（付保、トラブル解決、本人確認、清掃業務等）の適切な実施を如何に確保するかが論点となる。